

特別支援教育就学奨励制度のご案内

1 特別支援教育就学奨励費とは

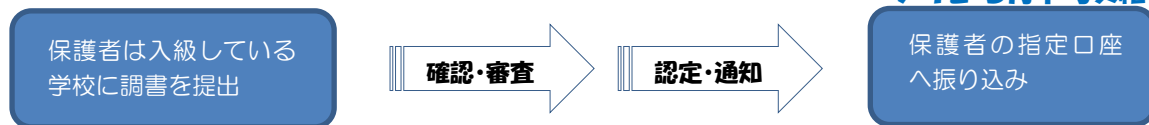
特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）の趣旨を更に推進し、保護者の経済的負担の軽減と特別支援教育の普及・奨励を図ることを目的としています。

2 通学費（実費のみ）を受けられる人

- ① 越谷市立小中学校の通級指導教室へ入級している児童生徒の保護者
- ② 令和 7 年分の収入に対する税金（市区町民税・県民税）の申告が済んでいる。
- ③ 生活保護及び就学援助を受給していない。※就学援助の認定が優先となります。
- ④ 通学方法として公共機関（電車・バス）又は保護者の自家用車による送迎を利用している。 注) 1

注) 1 支給にあたっては、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合に限りま

3 手続きの流れ



4 提出書類 ※児童・生徒 1 人につき 1 枚提出してください。

『特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書』

『特別支援教育就学奨励費通学届』（辞退の場合は不要）

※調書等は学校からお渡しします。辞退の場合は調書のみ提出をお願いします。

※在籍校と通級指導教室が同じ学校の場合は、提出の必要はありません。

《該当する方のみ必要な書類》

◎世帯の中で令和 8 年 1 月 1 日現在越谷市に住民登録がなかった方

『令和 7 年度市・県民税課税証明書』 ※封筒等に入れ、封をして提出してください。

所得金額、所得控除金額が記載されているものがが必要です。なお、令和 7 年 1 2 月 3 1 日現在で 1 9 歳以上の方全員分（非課税の方も含む）が必要となります。

※令和 8 年 1 月 1 日現在で住民登録をしていた市区町村で課税証明書は発行されますが、概ね 6 月上旬になると思われますので、用意ができましたら速やかに、学校又は学務課へ提出してください（6 月末日必着）。

5 提出期間 令和 8 年 4 月 10 日（金）から令和 8 年 5 月 29 日（金） ※中途入級は随時受付します。

6 提出先 入級している小・中学校

7 問い合わせ 越谷市教育委員会学務課 048-963-9281（直通）